

# 狩猟税の税率改正について

平成19年度税制改正で狩猟税の税率が一部改正され、平成19年4月16日から施行されました。

「網・わな猟免許」と一本化されていた狩猟免許の区分が「網猟免許」と「わな猟免許」に改められ、改正後の税率が、次のとおりとなりました。

## 1 狩猟者の登録の場合

登録	区分	税率
網猟免許 又は わな猟免許	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	県民税の所得割額の納付を要しない者( )	5,500円
第一種銃猟 免許	県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円
	県民税の所得割額の納付を要しない者( )	11,000円
第二種銃猟 免許	_____	5,500円

## 2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の場合

登録	区分	税率
網猟免許 又は わな猟免許	県民税の所得割額の納付を要する者	2,000円
	県民税の所得割額の納付を要しない者( )	1,300円
第一種銃猟 免許	県民税の所得割額の納付を要する者	4,100円
	県民税の所得割額の納付を要しない者( )	2,700円
第二種銃猟 免許	_____	1,300円

のうち県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業従事者を除く)に該当する者は の税率

県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>